受　理　日　　　　令和　 　年 　　月 　　日

事業計画者

　［添付書類］

　１　除外候補地の位置図（縮尺は1/50,000程度とし、縮尺、方位、除外する地域（朱書すること）を明示すること。）

　２　現況図（除外する土地の付近の状況を表示する図面で縮尺は1/10,000程度。付近の地形、土地利用状況及び縮尺、方位、除外する土地（朱書すること）を明示すること。）

　３　法務局備付地図（法１７条地図または地図に準ずる図面）に除外する土地の地目及び隣接する土地の地目も併せて付記し、縮尺、方位を明示すること（除外地朱書き）。

　４　土地利用計画図（事業計画に係る建物または施設等の面積、位置及び施設物間の距離を表示する平面図で縮尺は1/500～1/2,000程度とし、縮尺、方位を明示すること。）

　５　用排水計画図（取水及び排水（雨水、汚水等）の経路を示す図面）

６　事業計画の内容を把握できる書類及び図面等（平面図、立面図等）

　７　除外する土地の登記簿謄本（１部は写しで可）

　８　求積図（除外する土地が分筆登記を必要とする場合）

　９　事業計画者と土地所有者等の住民票（１部は写しで可）

　10　耕作証明書（農家住宅及び農家二・三男分家住宅の場合、１部は写しで可）

1. 事業計画者と土地所有者等との続柄を確認する戸籍謄本

（農家二・三男分家住宅の場合、１部は写しで可）

　12　流末排水路等の管理者の同意書（１部は写しで可）

　13　土地改良区の意見書（除外する土地が土地改良区の受益地の場合、１部は写しで可）

　14　資金計画書

　15　その他参考となる資料及び転用の確実性を判断するために必要な書類等(候補地選定書など)

□　　変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、

農用地区域以外に代替する土地がないこと。

　　□　　農用地区域以外の土地を選定できない明確な理由はあるのか。

　　□　　農地転用許可の見込みを得られるか。（農業委員会と協議必要）

　　□　　開発許可を受けることができるか。（都市整備課と協議必要）

　　□　　建築許可を受けることができるか。（建築住宅課と協議必要）

　　□　　担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないか。

□　　周辺の農用地の集団性及び利用に支障を及ぼすおそれがないか。

　　□　　当該地は、農地を細断しない農用地区域の縁辺部や集落が介在している地域にあるか。

　　□　　効率的な農業を行うのに必要な農地の連担性に問題が生じないか。

　　□　　日照や通風、雨水排水の放流について農業への悪影響は生じないか。

　　□　　土地改良施設(用水路等)の有する機能に支障を及ぼすおそれがないか。

　　□　　ほ場整備等の土地改良事業完了の翌年度から起算して、８年を経過しているか。

※転用可能面積…一般住宅であれば500㎡，農家住宅であれば1,000㎡まで。

受　理　日　　　　令和　　 年 　　月 　　日

事業計画者

　［添付書類］

　１　除外候補地の位置図（縮尺は1/50,000程度とし、縮尺、方位、除外する地域（朱書すること）を明示すること。）

　２　現況図（変更する土地の付近の状況を表示する図面で縮尺は1/10,000程度。付近の地形、土地利用状況及び縮尺、方位、変更する土地（朱書すること）を明示すること。）

　３　法務局備付地図（法１７条地図または地図に準ずる図面）に変更する土地の地目及び隣接する土地の地目も併せて付記し、縮尺、方位を明示すること（変更地朱書き）。

　４　土地利用計画図（事業計画に係る建物または施設等の面積、位置及び施設物間の距離を表示する平面図で縮尺は1/500～1/2,000程度とし、縮尺、方位を明示すること。）

　５　用排水計画図（取水及び排水（雨水、汚水等）の経路を示す図面）

　６　事業計画の内容を把握できる書類及び図面等（平面図、立面図等）

　７　変更する土地の登記簿謄本（１部は写しで可）

　８　求積図（変更する土地が分筆登記を必要とする場合）

　９　事業計画者及び土地所有者等の住民票（１部は写しで可）

　10　耕作証明書（１部は写しで可）

　11　流末排水路等の管理者の同意書（１部は写しで可）

　12　土地改良区の意見書（変更する土地が土地改良区の受益地の場合、１部は写しで可）

　13　資金計画書

　14　その他参考となる資料及び転用の確実性を判断するために必要な書類等

□　　変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、

農用地区域以外に代替する土地がないこと。

　　□　　農用地区域以外の土地を選定できない明確な理由はあるのか。

　　□　　農地転用許可の見込みを得られるか。（農業委員会と協議必要）

　　□　　開発許可を受けることができるか。（都市整備課と協議必要）

　　□　　建築許可を受けることができるか。（建築住宅課と協議必要）

　　□　　担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないか。

□　　周辺の農用地の集団性及び利用に支障を及ぼすおそれがないか。

　　□　　当該地は、農地を細断しない農用地区域の縁辺部や集落が介在している地域にあるか。

　　□　　効率的な農業を行うのに必要な農地の連担性に問題が生じないか。

　　□　　日照や通風、雨水排水の放流について農業への悪影響は生じないか。

　　□　　土地改良施設(用水路等)の有する機能に支障を及ぼすおそれがないか。

　　□　　ほ場整備等の土地改良事業完了の翌年度から起算して、８年を経過しているか。